

「ふるさと文化財の森」の設定について

平成31年3月20日(水)に、「ふるさと文化財の森」の設定書の交付式が文化庁において行われ、滋賀県内で新たに1か所のふるさと文化財の森が設定されました。

○ふるさと文化財の森の設定(滋賀県) 1件・・・・・・・・・・・・・・・・資料

けんとかぜんじけいだいりん
乾徳禅寺境内林

(東近江市)

1か所

○「ふるさと文化財の森」の設定について

けんとくぜんじ

乾徳禅寺境内林（1件）

- 国宝や重要文化財などの文化財建造物を修理し、後世に伝えていくためには、木材や檜皮、茅、漆などの修理資材の確保とこれに関する技能者を育成することが必要です。
このため文化庁では、平成18年度より文化財建造物の修理に必要な資材の供給地および研修地として「ふるさと文化財の森システム推進事業」において、「ふるさと文化財の森」の設定を全国で行っております。
- 今回、この趣旨に賛同いただいた所有者の申請に基づき、平成31年3月20日付けで、東近江市に所在する乾徳禅寺境内林が「ふるさと文化財の森」に設定されました。
- 「ふるさと文化財の森」の設定地は今回の設定で全国で80か所となり、滋賀県では西の湖近江八幡葎生産組合葎地（近江八幡市 葎）、西の湖佐々木土地葎地（近江八幡市 葎）、瓦屋禅寺境内林（東近江市 檜皮）に引き続き4か所目の設定地となります。

【今回の設定地】

けんとくぜんじけいだいりん
設定地名称：「乾徳禅寺境内林」

ひわだ
材種：檜皮

所在地：滋賀県東近江市五個荘川並町

面積：8.6ヘクタール

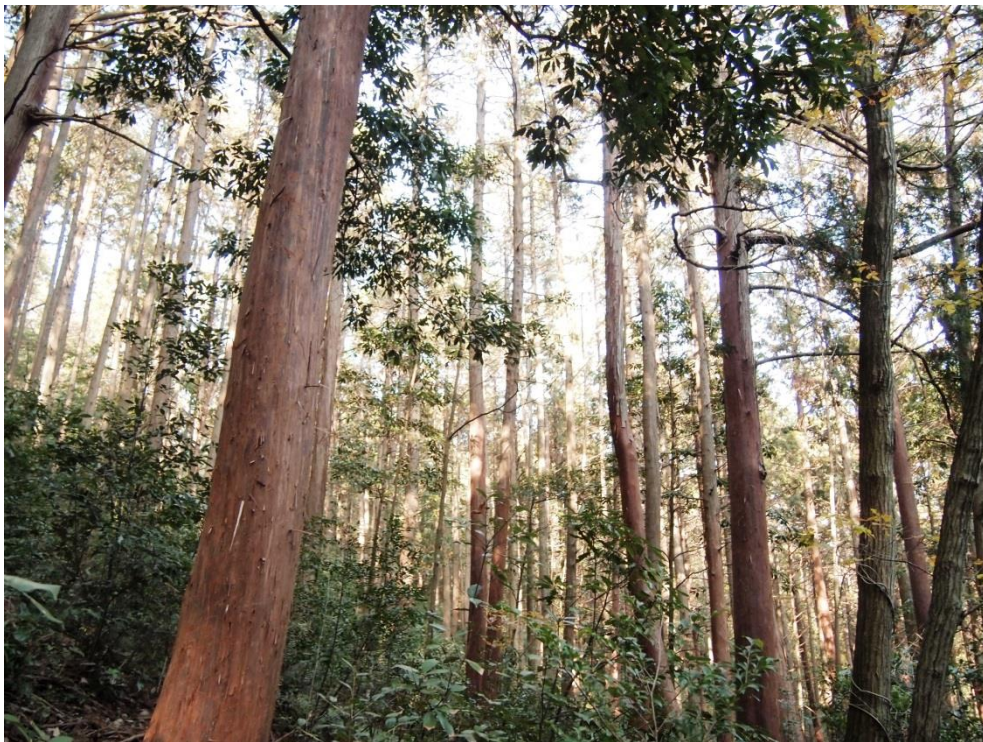
所有者等：宗教法人乾徳寺

檜皮について

- 檜皮とは屋根葺材用に檜から採取した樹皮で、樹齢70～80年以上の立木から採取します。一度採取しても、8～10年で檜皮がもとのように生成され、再び採取することができ、また樹木を傷めることもありません。
- 県内で重要文化財に指定されている檜皮葺の建物は118棟（県指定文化財も含めると138棟あり、これらの維持に定期的な屋根の葺き替えが必要です。
- 今回、ふるさとの森に設定されることにより、檜皮の安定的な確保とともに、当該資材に関する技能者を育成し、またこれらの資材や技能の確保等に関する普及啓発活動を行うことなどが期待されます。
- さらに、文化庁の補助事業である「ふるさと文化財の森管理業務支援事業」として、資材供給の安定化を図るため、所有者等に対して森の育成に必要な剪定や間伐、道路整備などの管理業務に要する経費の支援を行っています。



1 乾徳禅寺境内林（東近江市五個荘川並町） 参道周辺の様子



2 乾徳禅寺境内林（東近江市五個荘川並町） 境内林内部の様子